

企画競争実施の公示

令和8年8月28日

東北運輸局 観光部長 鈴木 喜輝

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名
東北におけるインバウンド向け二次交通対策実証事業
- (2) 業務内容
別紙「説明書」のとおり
- (3) 履行期限
令和9年3月12日（金）

2. 企画競争参加者資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において東北地域の競争参加資格を有するものであること（但し、地方自治体を除く）。本資格を有していることを証明するため、当該資格審査結果通知書の写しを添付すること。
- (3) 東北運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」の提出

「女性の活躍推進にむけた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づいた認定を受けているワーク・ライフ・バランス等推進企業については、企画提案書の加点対象となるので、企画提案書と併せて別紙「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」（証明書類添付含む）を添付すること。なお、加点が無い場合にも提出すること。

4. 手続等

(1) 担当部課

東北運輸局 観光部 観光企画課

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1

電話 022-791-7509

E-Mail tht-kankou-kankoukikaku@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和8年8月28日（金）から令和8年9月17日（木）までとし、東北運輸局ホームページ上からダウンロードすること。

(3) 企画提案書の提出期限及び方法

令和8年9月17日（木）17時00分まで

原則として（1）の担当あて電子メールにより提出すること。

（電子メールでの提出に際し、15MB以上の容量となる場合は分割送信とすること。）

(4) 説明会の日時及び場所

説明会は開催しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングを実施する場合には、別途日時及び場所を通知する。

5. その他

(1) 手続において使用する言語、通貨及び単位 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.（1）に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争委員会に提出された提案書は当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについて、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

- ※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。
- ※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。
- ※ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定等

○「プラチナくるみん」認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 「トライくるみん認定」（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成２９年３月３１日までの基準）を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和７年４月１日以降に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が１００人以下である。【 該当 ・ 該当しない 】

３．若者雇用促進法に基づく認定

- 「ユースエール認定」を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】